



松戸南分会

郵政ユニオン船橋支部

発行責任者：土屋 純一
船橋分会・市川分会・浦安分会・松戸南分会・松戸北分会・野田分会
TEL・090-3478-5679

全員の雇用保険加入手続きを！

適用偽装の疑い

■集配組み立て職員雇用保険

松戸南支店の「経営方針」により、昨年一〇月から集配組み立て職員の雇用契約が、一日四時間一週五日勤務から一日四時間一週四日勤務に変更になりました。しかし「経営方針」の根拠となる郵便物数、要員事情の変動などについての具体的な説明は一切ありませんでした。その結果全員が一週二十時間という雇用保険加入要件を満たさなくなり、雇用保険の喪失・適用除外となりました。

しかし集配組み立て職員の勤務実態は、昨年一〇月以降ほとんど毎日残業が常態的であり、一週二十時間を超える状況が年明け、最近まで続いていました。また今年になり、一〇月以降は集配組み立て業務が無くなるという話が伝えられました。昨年一〇月に雇用保険適用を外された上に今年の一〇月からは失業という雇用不安が現実的となりました。まさ

に二重苦です。このままでは肝心の失業給付も受けられません。

■ユニオンに加入し要求実現を

郵政ユニオン松戸南分会は現状を改善すべく二次にわたり南支店長に要求書を提出しました。第一に、昨年一〇月に遡って雇用保険加入手続きを行うこと。第二に、4月以降雇用保険加入要件を満たす雇用契約を行なうこと。

郵政ユニオン松戸南分会は松戸ハローワークに相談し、一〇月以降の労働実態を説明しました。担当者の見解は「一週二〇時間、一月八七時間を超える労働実態が続いていれば会社は当該労働者を雇用保険に加入させなくてはならない」というものであり、「松戸南支店のやり方は雇用保険適用偽装の疑いがあり、保険料負担を逃れる事が目的であるなら悪質である」とのことでした。また柏労働監督署も労基法十五条・労働条件の明示、また労働契約法に照らし合わせて問題があるとのことです。

■雇用保険は「働く者の最低限

のセーフティネット」である

会社は基本的に雇用者を雇用保険に加入させる義務があります。特に一昨年来の雇用不安・派遣切り問題の中で行政の雇用保険に対する考え方はがらりと変わりました。「雇用保険をすべての労働者に適用する」、これが基本です。この四月からは雇用保険の加入要件が緩和されます。今回の松戸南支店のように雇用保険から外しておいて、必要ときだけ都合のいいように残業させるといった細切れ雇用は、国の労働行政に逆行するものです。全員に雇用保険に加入してもらい、安心して一生懸命働いてもらう、これがまともな会社のやり方です。

松戸南支店はこの三月から四時間・四日勤務を徹底してきました。しかしそのしわ寄せは集配外務員の連日の残業となり、かえってコストが高くなります。このようなごまかしが何時まで続くのでしょうか。

■松戸南支店は集配組み立て職員全員の雇用保険加入継続の手続きを早急に行なうべきです。